

町 道 西 畑 線
物件調査算定業務（その2）

特 記 仕 様 書

岬 町
都 市 整 備 部 土 木 課

目 次

第1章 総則

第1条 適用範囲.....	2
第2条 目的.....	2
第3条 委託期間.....	2
第4条 土地の立入等.....	2
第5条 成果品に対する責任.....	2
第6条 成果品の帰属.....	2
第7条 検査.....	2
第8条 疑義.....	2
第9条 打合せ協議.....	2
第10条 納入先.....	3

町道西畑線物件調査算定業務（その2）

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、委託者岬町（以下、発注者という。）が実施する「町道西畑線物件調査算定業務（その2）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

この仕様書によるほか、国土交通省用地調査等業務共通仕様書に基づくものとする。

第2条 目的

- 1 本業務は町道西畑線整備に伴う物件等の調査及び補償金の算定を行うことを目的とする。

第3条 委託期間

- 1 契約締結日の翌日から令和8年11月20日までとする。

第4条 土地の立入等

- 1 調査を実施するため、私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ関係者の了解を得て円滑な調査の進捗を期さなければならない。

第5条 成果品に対する責任

- 1 検査完了、引き渡し後であっても成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受託者の責任と費用負担によって速やかに成果品を訂正、補正しなければならない。

第6条 成果品の帰属

- 1 本業務の成果品及びデータは、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど受託者あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、発注者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第7条 検査

- 1 業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第8条 疑義

- 1 本特記仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受託者による協議によって決定するものとする。

第9条 打合せ協議

- 1 本業務を適切かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてその都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

第10条 納入先

本業務の成果品の納入先は岬町土木課とする。